

平成23年第1回
昭島市教育委員会定例会議事録

日時：平成23年1月27日
午後1時15分～午後2時55分
場所：市民交流センター 梅竹の間

昭島市教育委員会

○委員長（紅林由紀子） それでは定刻となりましたので、ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。

新年も既に1ヶ月が過ぎようかと思えますけれども、またいろいろな場で皆様にはお目にかかっているとは思いますが、本年に入りまして初めての定例会ということで、今年もどうぞよろしく願いいたします。

また、傍聴の皆様には寒い中、お越しいただきありがとうございます。

それでは、本日の日程はお手元に配付のとおりでございますので、御確認ください。

初めに、前回の会議録署名についてですけれども、既に調整を終わり、署名も得ておりますので、御了承ください。

続きまして、委員会規則第19条の規定に基づく本日の会議録署名委員であります、2番の寺村委員と1番の私、紅林でございます。よろしく願いいたします。

続きまして、日程4、教育長の報告をお願いいたします。

○教育長（木戸義夫） まず、1月の教育委員会報告等につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

私の方からは、文部科学省の「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続のあり方に関する調査研究協力者会議」非常に長い会議の名前ですけれども、座長が武藤 隆 白梅学園大学教授、内容については、児童をスムーズに集団授業に適應させるための指導上の留意点というようなことで報告書がまとめられました。

文部科学省や関連組織が、幼児期教育と小学校教育の連続性に配慮した指導上の留意点をまとめたのは初めてであるということで、平成21年11月に文部科学省が各教育委員会に実施した調査で、ほとんどの教育委員会で幼・小接続を意識した取り組みが進んでいないというような実態が浮き彫りになったことを受けまして、現場で工夫出来る方策を提示することとしたものであります。

報告書は、現状の幼・小教育の関係について、「一般に、幼児期の教育を担当する教職員は、幼児期の教育とそれ以降の教育との関係を十分に理解・意識していない」「小学校の教員は、あたかも児童を白紙の状態から指導しようとする傾向がある」と、現場レベルでの連続性が考慮されていないことを問題視し、就学前の5歳児程度から小学低学年までを幼児期、児童期双方のつながりを意識する「接続期」と位置づけまして、それぞれに積極的な対応を促しているということでもあります。

具体的には、小学校低学年の授業について、「45分にとらわれず、例えば20分や15分程度のモジュールで時間割を構成したりすることも考えられる」と、授業の短時間化を提言し、さらに、児童一人ひとりの発達や学びの個人差に対応出来る少人数指導などの重要性を強調しております。

幼児期については、「人とのかかわり」の観点から、幼児がクラスやグループで相談したり、折り合いをつけたりしながら、やり遂げる活動を指導計画に取り入れることなども提案しています。

このほか、幼稚園・保育所と小学校の教職員の合同研修の実施や、接続期のより有効な取り組みを探るため、研究開発の推進なども訴えていると、このように

なっております。

幼児期教育については、現在、政府の「子ども・子育て新システム検討会議」が、幼稚園と保育所の機能の一体化を目指す「(仮称) こども園」の指針作りを進めておりますけれども、文部科学省は報告書の内容をこうした指針に反映させたい考えであるとのことであります。

私の方からは以上です。名義使用については今回ございませんでしたので、よろしく願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

教育長の報告が終わりましたけれども、ただいまの報告につきまして、何か意見や御質問ございますでしょうか。

○委員（小林和子） 意見とか質問ではなく感想なのですが、御報告の中に、やり遂げる活動というようなことがありまして、やっぱりこれは大事なことだなと。今、小学校、中学校でいろいろな問題を抱えている子どもたちは、やはりその根は幼児期教育にあると思いますので、昔から鉄は熱いうちに打てとか三つ子の魂百までもと言いますが、やっぱり小さい時からの家庭教育、躾というのが本当に後々影響するなと思いますと、今、幼児期教育を文科省の方でも見直していくという、連携ということでしょうけど、そういうところに目を向けていってくださるのはとてもいいことだなと思ひまして、ぜひ有効に学校教育にも反映出来るようになっていけばいいな、という感想を受けました。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

先ほど5歳ぐらいが接続期ということで非常に重要であるという話がありまして、まさにうちの子どもは5歳なんですけれども、先日、あきる野学園の元校長の池田先生の方からも5歳というのは一つの、特別支援教育にあたって5歳というのはとても重要な時期であるというようなお話もありました。その詳細についてはちょっとまだお伺い出来ていないのですけれども、そういう意味では5歳時期というのは本当にいろいろもっと考えていかなければいけない時期なんじゃないかなというふうに思います。

本とかいろいろ読むと、一部には幼稚園とかでも5歳ぐらいから文字を読み書きさせたりとか、計算の一部導入をさせたりというようなところもありますし、かと言って、その反対に、その時期はもっと感性とか心の育ちを重視するべきで、そういった知識とかそういう教育はまだ早いというような意見もいろいろあって、本当にまさに5歳を育てている保護者としては非常に迷うところなんですけれども、そういった意味でも小学校、幼稚園、保育園の両者の先生方で、こういった研究に取り組んでいただくと本当にありがたいことだなというふうに私は感じました。

○委員（石川隆俊） 私はいろんなことで本を読んだりしておるんですけれども、これは幼児期教育から小学校に移行というよりも、人間の宇宙観というものですね、フロイト以来ヨーロッパでもそうですが、だいたい5、6歳までに宇宙観が出来上

がるというふうに言われていますね。バートランド・ラッセルなんかもそういうふうに言っているし、日本でも三つ子の魂というように、子どもの頃に受けた印象というのは大きくて、ですから家庭教育の方が本当はもっと大事じゃないかと。学校が教えるだけじゃなくて家庭でもって習う、あるいは身近なものから受ける影響というのは一生続くし、例えば漠然としているけれども、よく大人になってから、ある人を見習ってその人のおかげでもって今あるというようなことを言う人もいますけども、実は自分になりたいような人がたまたま大人になって見つかってそれをモデルにしたということで、子どものころ本当はこうやってみたいとかいうことが出来上がっているんじゃないかというふうに最近思うようになりましたですね。大人になってからでは、かなり決まってしまうんじゃないかと、自分自身は最近思っています。これは私見ですが、小さい時に受けた印象というのはすごく大きいんじゃないかと。もちろん5歳はすごく大事だと思うし、ちっちゃい時もそうですし、子どもの時というのは本当に無駄に出来ない時間だと。そののところをつい遊ばせちゃったり、ぶらぶらさせますけども、そのところは本当にこれから考えるべきだと思うんですね。

○委員長（紅林由紀子） まさに今、石川先生の方から、家庭の影響がとても大事だという、子どもは親の背中を見て育つとも言いますけれども、本当に私もそれを実感しております。そういう意味からも、今の社会の中で家庭がいろいろ厳しい状況にあるといった中で、じゃあどうしていくことがより子どもを健やかに育てていくのか、というそういったこともすごく大事だなというふうに感じております。寺村先生、いかがですか。子育ての実感は。

○委員（寺村豊通） やっぱり石川先生がおっしゃられたように、小さい子どもというのは親の愛情を受けて育つというのが一番大事なことだと思うんですね。小さいころに親の愛情を受けていない子は、やっぱり子どもに対する愛情の持っていき方というのもわからなくなっちゃうし、確かに幼児期教育というものもあるでしょうけど、根本はやっぱり家庭のそういった小さい社会の愛情のもっていき方なんじゃないかな、というふうには感じています。

○委員（石川隆俊） 全く私もそう思います。不幸にも親がそういうことが出来ない家庭の子は本当にかわいそうだと思いますね。それにかわって幼稚園なり小学校が受けてやるということだと思いますね。

○委員長（紅林由紀子） この研究については、ぜひ進んで、いい成果を上げていただきたいというふうに願っております。

それでは、ほかにはよろしいでしょうか。

では教育長の報告を終わりますして、続きまして日程5、議事に移りたいと思います。

議案第1号、平成23年度昭島市教育委員会学校教育の目標及び基本方針の説明をお願いいたします。

○指導主事（稲富泰輝） 議案第1号、平成23年度昭島市教育委員会学校教育の目標及

び基本方針について御説明いたします。

本件は、平成 23 年度昭島市教育委員会学校教育の目標及び基本方針を決定し、昭島市立小・中学校の学校教育の推進を図ることを目的とし、内容を決定する必要があるため、提案したものでございます。

今回の改正につきましては、市民憲章・昭島市教育委員会の目標及び昭島市教育振興基本計画との整合性をもたせるため、全面的な改訂をさせていただきました。

まず、目標につきましては、「輝く未来に向かって」の内容を今回は踏まえさせていただいています。目標の 4 行目最後のあたりから「社会に主体的に貢献出来る」を加えて今回は提案させていただいております。

基本方針の内容の大きな変更は、昭島市教育振興基本計画の学校教育の柱に合わせていることです。こちらは 4 つの柱に合わせております。お時間をいただいで一つずつ御説明させていただきたいと思っております。

基本方針 2 段落目からになります。「確かな学力の定着」においては、学習指導要領の実施、言語活動、理数教育、外国語教育、小中連携、特別支援、そして今回加えさせていただいた内容として、家庭学習の支援がでございます。

次の段落の「豊かな心の醸成」においては、教育相談、体験活動、生活指導への支援がでございます。

次の段落「健やかな体の育成」においては、体力の向上、部活動の支援、食育について示しております。

最後の段落「輝く未来に向かって」においては、学校運営、そしてキャリア教育を掲げております。

この平成 23 年度昭島市教育委員会学校教育の目標及び基本方針の施行日は、平成 23 年 4 月 1 日からとなります。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

平成 23 年度の学校教育の目標及び基本方針ということですがけれども、この件につきまして何か御質問や御意見ございますでしょうか。

新しい年度の目標及び基本方針ということで、非常に大事なことだと思いますけれども、何か御質問は。

○委員（小林和子） 今、御説明のありました 2 ページに、新しく家庭学習への支援をということで付け加えられたということで、これはとても大事なことだし、よかったなというふうに思います。家庭学習は本来は家庭で行うことですが、先ほどいろいろお話も出ていますように、今、家庭状況もいろいろな家庭がありまして、すぐ家庭学習に子どもが取り組めるというような状況にない御家庭もいっぱいあります。後でまたお話があるかと思いますが、今回の御報告「昭島市立学校の児童・生徒及び保護者へのアンケート調査結果」という中にも、家庭学習をしているかどうかという項目がありまして、やはりその辺のところの数値が、出来れば半数以上は家庭学習ということで数値が出るとよかったんですが、4 分の 1 ぐらいの状況。中学生はもっと少なかったかと思うんですが、そういうような状況があり

ますと、やはり学習というのは1回聞いたらすべて覚えてしまうというお子さんも中にはいるかもしれませんが、大方はやはり繰り返し、反復練習することが大事で、学校ではなかなかそういう時間も取れない状況もあります。いろんな教科をやらなきゃいけないとか、課外もいろんな学習がありますから、そういう反復練習する時間がなかなか取れないとするとこれはやはり家庭学習で行わなければならない。そうしなければ子どもたちはやっぱり学力も定着しないかな、というところがありますので、今回こういう家庭学習への支援ということで取り上げられたのはとてもよかったなと思います。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。家庭学習への支援ということが新たに加わったということで、それはとてもよかったということですが、ほかに何かございますでしょうか。

○委員（石川隆俊） これは当委員会の基本方針だと思いますが、2ページ目の「輝く未来に向かって」というところで、学校運営への支援というのは、これは言うなれば、今、小中校にいろんな支援している、そういうことでございますか。それから、キャリア教育の推進というのがちょっとわからないんですけど、というのがキャリア教育の推進なのか。キャリア教育というのは職業教育みたいに思っちゃうんですが、どんなふうなことを。少しこの辺がわかりづらいかなど思ったんですけども。

○指導主事（稲富泰輝） それでは石川委員から2点質問いただきました。

まず、学校運営の支援でございますが、こちらは平成21年度から始めました第三者評価委員会を活用させていただいております。今まで学校は、1年間の計画を立て、それを評価し、改善に向かっていくということを、自分の学校の職員及び学校関係者と呼びまして、PTAの方、地域の方に評価をしていただいている面がありました。これに加えて第三者評価委員といたしまして、その学校に利害関係がない方が学校を回って、学校が頑張っていることを応援していくという制度を昨年度から始めております。そのことを踏まえまして、今回は端的に示してありますが、学校運営への支援という形を教育委員会からさせていただき、学校評価結果を活かした学校運営をお願いしたいという形をお願いしております。

2点目のキャリア教育につきましてでございますが、こちらは職業教育のイメージが強くあることもありますが、先ほど石川委員から、子どものころに将来こういうふうになってみたいなという憧れの像、そのようなものも子どもたちの学習の中に入れております。

具体例を申し上げますと、小学校3年生で地域の商店街を見ていく。そちらの中で、商店街で働いている方の姿を見て、将来こうなりたいなというふうな学習をする子もおります。今までの職業教育よりも将来に向かって明るく見ていこう、望ましい職業観、勤労観を養うという形になってはいますが、そちらでやっております。加えてですね、自分は出来るんだという自己有用観や、やはり自分を大切にするという自尊感情を育てるところも総合的に教育していくものがキャリア教育というものになっております。よろしく願いいたします。

○委員（石川隆俊） よくわかりました。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

○委員（寺村豊通） 特に指摘するようなどころはないんですけれども、目標、そして基本方針という形では非常に簡潔で、良くまとまっているなという感想を受けました。以上です。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

私も、どれもこれも非常に大事なことをしっかりと押さえていただいているなというふうに感じまして、ありがたいことだというふうに思いました。その中でも私は特に、もちろんどれもこれも大事なのですけれども、小中の連携の推進というのは、今とてもこれからより推進していかなければいけないこととして重要だと感じますし、あともう一つは、教育相談室の充実というところも非常に大事なんじゃないかなというふうに感じております。

年初に、朝日新聞で教育をテーマにした特集で連載が組まれていたのをご覧になった方もいらっしゃると思いますけれども、その中の一コマに、小学生が「顔の見えない人に相談は出来ない」という一言が書いてあったんですね。私はそれを読んで、ああそうだなと。よく考えればそうだなというふうに非常に感じました。子ども目線で考えれば、大人ももしかしてそうかもしれない、という意味で、もちろん学校にはスクールカウンセラーの先生方がいらっしゃいますが、そういう方は顔が見えていると思いますけれども、相談室と言ったときにどうなんだろう、というふうに感じまして、もっと相談室の先生方には顔の見える形で御活躍いただけると相談もしやすくなるし、ああ、こういうところなんだな、行ってみようかな、という気持ちにもなっていただけじゃないかなと。そういう意味で、もしかすると、性別をあまり言うといけないかもしれませんが、女性の先生もいると女の子も行きやすいかもしれないし、そういう意味では、相談室というのはまだまだたくさん可能性を秘めているんじゃないかな、というふうに私は感じました。

○委員（小林和子） 豊かな心の醸成において、今の教育相談室の充実もそうですが、その後、体験活動への支援ということが新しく入れられたということで、これは大事なことかなと思います。今、やはり学力を高めなければということで、学力重視のことが言われていますが、やはりそれは学力だけで達成出来るものではなくて、体験から得た知識というのが本当の力になるかと思えます。

それから、また先ほどのこのアンケートの中にあった「感動することがあるか」というようなことで、やはりそれが、子どもたちが感動したという体験というのが、すごく少ないんですね。子どもたちというのは感動することによっていろんな知識もさらに高めたりということもあるでしょうし、いろいろな感動がすべての源泉になるということあります。その感動というのはやはり体験を通して得られることが大きいんじゃないかということで、ここの「豊かな心の醸成」に体験

活動は欠かせないものだと思って、よかったと思います。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

先ほど石川委員の方から、子どもの教育の基本は家庭にあるというお話がありました。その中で、やはり今家庭がその力を持ってないとしたらそれを幼稚園、保育園、学校が補っていかざるを得ないんじゃないかというお話もありまして、私は本当にこのところ、そのことをよく考えるんですけども、そういう意味では今までの学校といった範囲、仕事の範囲では考えられないというか、考えていなかったことをしていかなきゃいけない事態になっているのかなど。でも、そういった用意はもともとあったわけじゃないですし、それをこれからみんなで何とかつくっていかねばいけないのかな、というふうに感じております。でもそれはすごく難しいことなので、本当に皆さんで知恵を出し合って、何とかそこを考え、つくり上げていけたらいいんじゃないかな、というふうに年初に非常に感じました。

ほかにはいかがでしょうか。

本件に関しての質疑、討論は以上で終わらせていただきまして、お諮りしたいと思います。

本件は原案どおりに決することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（紅林由紀子） それでは本件は、御異議なしと認め、議案第1号は原案どおりに決しました。

続きまして、議案第2号、平成23年度昭島市教育委員会生涯学習推進の目標及び基本方針についてお願いします。

○社会教育課長（原 孝） それでは議案第2号、平成23年度昭島市教育委員会生涯学習推進の目標及び基本方針につきまして提案をさせていただきます。

本議案は、昭島市における生涯学習の推進を図るため、平成23年度昭島市教育委員会生涯学習推進の目標及び基本方針を制定する必要があることから提案をするものでございます。

平成23年度の生涯学習推進の目標を「市民相互と地域のつながりを育てる生涯学習」と、また、基本方針を「本市の教育振興基本計画及び生涯学習推進計画に基づく諸施策を総合的かつ体系的に推進する」と定めたものでございます。

次に、施策につきましては、昭島市教育振興基本計画に記載のとおり（1）家庭・地域の教育力向上と活用（2）市民の学習活動の振興（3）市民のスポーツ活動の振興（4）市民の文化芸術活動の振興の4つの施策について推進をまいります。

また、具体的には社会教育複合施設建設計画の基本方針を策定するとともに「スポーツ祭東京2013」の開催に向けまして、その準備を進めてまいります。また、市内にある有形無形の文化財の保護・保存思想普及のためにボランティアガイドの養成を図ってまいります。

以上、簡略な説明でございますが、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

この件に関しまして御質問や御意見はございますでしょうか。今回は生涯学習の推進の目標及び基本方針ということでございます。

○委員（石川隆俊） 一番最後に、ボランティアガイドということが出ております。生涯教育というと、全生涯を通じてなんでしょけれど、どちらかというと比較的リタイアした方を対象にすることが多いと思いますので、そういう意味でボランティアという言葉が出たのかもしれませんが、この前も本会であったと思いますが、市内でそういうふうな余力のある人がいたら、有償かどうか分かりませんが、そういう方に積極的に貢献してもらおうという、そういうふうな意味もここに入っているということですか。

○社会教育課長（原 孝） 平成22年9月に社会教育委員会からの建議がございまして、その中で、リタイアした人たちの力を地域に還元していこう、また、それを活かしていこうと、そういう施策を、という建議もございました。その辺を考えまして、私ども社会教育課が何が出来るのかということ予算の範囲の中でということで検討いたしまして、文化財につきましては、今お話がありましたように、比較的高齢の方に関心が高いようにも思っております。文化財めぐりなどの行事に大勢の市民の方に参加していただいておりますし、社会教育の登録団体の中では歴史を読む会とか、その歴史に関するようなグループもたくさんございますので、そういう人たちを今後市で主催する文化財めぐりにお願いするとか、あるいは郷土資料室、ここで、社会教育複合施設の中に出来ますけれども、そういうところでの説明員として活躍の場を設ける、そのような意味でガイドを養成していこうということも、これから文化財保護審議会委員さんたちと具体的なことを詰めていながら養成を図っていきたいと、そういうところでございます。

○委員（石川隆俊） よくわかりました。ボランティアのガイドというふうに思いますが、そうすると、文化財保護、例えば昭島市内のそういうところを紹介するということだと思うんですが、図書館なんかも、そういういろんな施設なんかでもって、そういうところに出てくるガイドさんはここには入らないわけですか。

○社会教育課長（原 孝） 今、確かにボランティアガイドは何が対象かというのはちょっとわかりづらいかもしれませんが、その前の文章でいきますと、文化財に対するガイドという形で御理解いただきたいと思います。

○委員（石川隆俊） わかりました。

○委員長（紅林由紀子） 図書館ではボランティアさんはもう導入されていらっしゃるわけですね。

○市民図書館長（太田 勇） 60名近くのボランティアの方に協力していただいております。

す。

○委員（石川隆俊） その方たちには特別恩典は無いのでございますか。何かボランティアを務めていることによって。

○市民図書館長（太田 勇） 現在のところ恩典はございません。

○委員（石川隆俊） そういうのがちょっとあるといいかもしれませんね。お金とかいうのではなくて。

○市民図書館長（太田 勇） ボランティア活動を充実させるため、図書館のおはなし会を行っているボランティアのスキルアップの講座を開く時、ボランティアに係わってくださっている方に別枠で受講枠を設けております。

○委員（石川隆俊） なるほど、そういうところに出席することが出来るということですね。

○委員（小林和子） 施策の中に、図書館を中心とした社会教育複合施設建設について検討を進めるとありますが、いずれその委員会とか何かが立ち上がるのかと思いますが、現在、他市にある先進的な図書館とかそういうのも参考になさるかなと思うんですが、この前ちょっと私がテレビ番組で見たのは、「クローズアップ現代」というところで、それは日本全国の自治体のいろんな施設が、予算削減で民営化をしてよかったという、まとめればそういうような番組だったんですが、その中に千代田区の図書館がやはり民営化したんですが、利用者が4倍になったということで、民営化云々はまた別問題として、やはりどうしたらそういうふうにご利用者が増えるとか、何かそういうようなところもいろいろ検討していただいて、市民の声も生かした図書館と社会教育複合施設というのを建設していただきたいなと。図書館をぜひ昭島の文化の中心となるような、いい図書館を建設していただきたいというのがお願いです。

○委員長（紅林由紀子） 千代田区は開館時間がすごく長かったような、民間にしてかなり夜遅くまで開いているという形ですね。

○委員（小林和子） 民営化して可能になったという。

○委員（石川隆俊） 気軽にお茶が飲めるのという、あれは違いましたか。

○委員長（紅林由紀子） それもそうかもしれません。

○委員（石川隆俊） いわば、集いの場になるというかそういう感じですね。

○委員（寺村豊通） 音楽の演奏会をするなど、図書館を市民の集まる場みたいな形で利

用しているところも多いみたいですね。

○委員長（紅林由紀子）　そういうやり方は非常に大事ですよ。

○委員（小林和子）　社会教育複合施設というようなことで、みんなが集まるような場所に多分なるんでしょうから、とすれば図書館も活用しやすいかなと思いますけれども。

○委員長（紅林由紀子）　私も市の図書館をときどき利用させていただいているんですけども、結構、集いの場になるというか、皆さんの居場所になっているなという感じはします。御高齢の方ももちろんですけども、子どもたちも、土曜日の午後なんか行くと、かなりみんなでいるというか、集まって本を開けたり何かしたりして、いい居場所になっていると思いますので、もっとそれを広げて、みんなの居心地のいい場所となるような図書館にしていきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

ほかにはよろしいでしょうか。

先ほどの文化財のボランティアの方は、これから始められるということですけども、この先、例えば学校の昭島の昔を知るための授業に出張するとか、地域の市立会館とかでそういう昭島の昔のミニ講座をされるとかいったような可能性というのはあるんでしょうか。

○社会教育課長（原　　孝）　今のところ、どのような形で養成をしていこうかを検討している段階でございます。先ほど郷土資料室で活用というような話が出ましたけれども、そこでの説明員をやってもらう。また今おっしゃられたように学校への派遣とか、そういう要請があれば対応出来るようなシステムにしていけたらいいというふうに考えております。

○委員（小林和子）　今のことに関連して、現在でも地域の方が、昔の昭島市を知っている方とか、昔の道具がお家にあるという方が単発的に学校に行って、そういう説明をしたり、昔遊びなんかもそうなんです。学校に行って活動していらっしゃる方がそれぞれの学校にいらっしゃるんですね。そういう方たちも学校から挙げていただくというような形で、ボランティアガイドになっていただくと、よりその方たちも単発でぱっというよりも昭島のこういう文化財の活用のためにということで、今後のためにもっと活動の場も広がるし、目的意識も持てるというふうになるんじゃないかなと。それぞれの学校に3年生とか、5、6年生の昔の昭島を知る授業の中で、あるいは道徳の授業の中で来ていただいている方がいらっしゃるんですね。だからそういう方も、もちろんほかの方もそうでしょうが、一緒に招集していただけるといいかなと思います。

○委員長（紅林由紀子）　それはとてもいいかもしれませんね。影響力が強まるということもありますよね。ありがとうございました。

ほかには何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは質疑、応答を終わりました、お諮りいたします。平成 23 年度昭島市教育委員会生涯学習推進の目標及び基本方針、本件は原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長(紅林由紀子) ありがとうございます。それでは御異議なしと認め、議案第 2 号は原案どおりに決しました。

以上で議案の審議が終わりました。

本日は、協議事項はありませんので、報告事項に移ります。

それでは報告事項(1)昭島市実施計画(平成 23 年度～平成 25 年度)〈教育委員会関係〉について説明をお願いいたします。

○庶務課長(丹羽 孝) 報告事項(1)昭島市実施計画(平成 23 年度～平成 25 年度)〈昭島市教育委員会関係〉について御説明させていただきます。

平成 23 年度から 25 年度までの昭島市実施計画につきましては、1 月 25 日に開催された市議会全員協議会におきまして、議会に報告をさせていただいたもので、そのうちお手元の資料 1 は教育委員会関係を抜粋したものでございます。

本計画策定の目的は、平成 23 年度から始まる第 5 次昭島市総合基本計画の着実な推進を図るため策定したもので、平成 23 年度から 3 ヶ年にわたる計画期間中のハード面の施設計画や新規及び拡大事業の事業量を示したものでございます。

2 ページから 4 ページにつきましては学校教育部関係、5 ページから 9 ページにつきましては生涯学習部関係になっております。学校教育部関係につきましては私の方から、生涯学習部につきましては社会教育課長の方から御説明させていただきます。

それでは学校教育部関係について御説明させていただきます。

まず、今回の実施計画につきましては、先ほども申しましたが、今年の 1 月に策定した平成 23 年度から 32 年度までの 10 年間の第 5 次昭島市総合基本計画に基づくものであり、2 ページ冒頭の 3、「未来を育む昭島(教育・文化・スポーツの充実)」につきましても、総合基本計画の大きな 6 つの基本的施策の大綱の一つであり、今までの人を育む(生涯学習の充実)から変更させていただきました。

施策の体系につきましては、教育振興基本計画の推進を前提におきまして、②学校教育の充実、③家庭・地域との連携、④教育環境の整備、⑤豊かな未来の実現のすべてをカバーするような体系となっております。

それでは、3 ヶ年の事業計画につきましては、2 ページの下段の事業名の順に沿いながら概要を御説明させていただきます。なお、まだそれぞれの年の議会の予算審議を経ていないものですから、実施年度につきましてはあくまでも予定としてお聞きくださればと思います。

まず、学校校舎・体育館耐震補強工事につきましては、小中学校の校舎及び体育館 12 箇所を 23 年度に実施し、すべての学校の校舎・体育館の耐震化を完了いたします。

便所改修工事につきましては、23 年度に拝島第一小学校の西側校舎を、東側校舎につきましては本年度行っております。田中小学校の改修工事は 24、25 年度に行い、瑞雲中学校は 26、27 年度に工事を行うため、設計を 25 年度に行います。

除湿温度保持機能復旧工事につきましては、23年度に光華小学校、24年度に成隣小学校、25年度に清泉中学校を予定しており、拝島第四小学校については26年度に工事を予定しておりますので、設計を25年度に行います。

拝島中学校の校庭整備につきましては、今の仮設校舎を23年度に撤去しますので、その後校庭を整備いたします。

運動場芝生化につきましては、24年度工事として、田中小学校。田中小学校では今現在も1,000平米ほどの芝生がございますが、耐震の補強工事の関係で計画的にできない部分がございます、そこを行うというもので拡張を行うものでございます。光華小、富士見丘小、中神小では250平米程度であります、一部芝生化をいたします。拝島第二小学校は23年度に運動場のほぼ全面の芝生化工事をを行います。

25年度につつじが丘北小のプール防水工事と富士見丘小のプール浄化槽装置の交換を行います。

共成小の校舎外壁改修工事は26年度の工事予定のため、設計を25年度中に行い、また、清泉中の昇降機の改修も25年度に行います。

読書活動を活性化するための学校図書館のデータベース化につきましては、現在まだ導入していない7校について23年度中に実施いたします。

4ページをご覧ください。

国際理解教育の推進に向け、小学生の英語宿泊体験事業や中学生の海外交流事業も計画をしております。

学校ICT化支援員は、今年度に引き続き23年度も配置いたします。

コンピューター教室用パソコンについては、小学校15校のパソコンの買い替えを24、25年度に予定しております。

音声調整卓につきましては、23年度に共成小、成隣小、光華小で買い替えを行います。

地上デジタル放送対応チューナーにつきましては、本年7月に地上デジタル放送に切り替わりますので、現在のアナログテレビで視聴出来るよう対応するもので、利用頻度の多い小学校の低学年と小中学校の特別教室の分を購入いたします。

小学校グランドピアノ購入につきましては、各年度に1台ずつ体育館にグランドピアノがない学校について要望に応じていく予定でございます。

樹木管理につきましては、23年度に学校樹木の選定を重点的に行わせていただきます。

また、小中学校の教職員の労働条件等の改善のため、小中学校労働安全衛生管理体制を整備いたします。

特別支援教育支援員については、現在も行っておりますが、要望が多いため予算を増額し、学校の要望に応じていきます。

小学校の新学習指導要領実施に伴い、小学校3年生を対象に社会科副読本を作成いたします。

学校給食調理場の耐震診断は24、25年度に実施する予定で、共同調理場及び単独校において必要な施設整備を行うとともに、調理機器の買い替えや、また児童・生徒が使用している食器・箸の買い替えも行い、安全でおいしい給食の提供に努めてまいります。

食育の推進事業につきましては、シンポジウムの開催などを行っていきます。
私の方からは以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

続きまして、生涯学習部よろしいでしょうか。

○社会教育課長（原 孝） 続きまして生涯学習部にかかる実施計画の施策の内容につ
きまして、主なところを説明させていただきます。

まず5ページでございます。中央図書館機能を備えました社会教育複合施設の
建設につきまして検討を進めてまいります。また、市立会館の外壁等改修工事の
設計をするとともに耐震診断を実施し、各施設の快適性と安全性を確保いたしま
す。

6ページでございます。第二次子ども読書活動推進計画を策定いたします。

次に7ページでございますが、市民会館・公民館の利用者の安全性の確保と利
便性の向上のため、大規模改修工事を行うとともに、大ホールのピアノの修繕を
実施いたします。

8ページでございます。「スポーツ祭東京 2013」の開催に向けまして、その準
備を進めてまいります。また、昭和公園陸上競技場の人工芝整備工事を実施する
とともに、外柵等改修工事を実施いたします。

9ページでございますが、市指定有形文化財である「拝島日吉神社祭礼奈賀町
屋台」の修理につきまして、平成22年度に引き続き補助を行います。

以上、簡略な説明でございますが、よろしく願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

各事業の説明でございました。御説明いただきました件に関しまして御質問や
御意見等ございますでしょうか。

陸上競技場の人工芝というのは全面人工芝、どのくらいの規模と考えていいで
すか。

○生涯学習部長（伊東一彦） これは都市整備部の担当となりますが、人工芝はフイール
ド内のサッカー等を行う部分を人工芝にします。トラック内側の一部には芝生が
残ります。以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

引き続き教えていただきたいんですけども、グランドピアノの購入というお
話だったんですけども、要望のある学校ごとというお話が先ほどありました
けれども、この事業費は大体何校ぐらいを見越してということなんでしょうか。
毎年1校なのかとか、そのようなあたりは。

○庶務課長（丹羽 孝） 今、小学校で体育館にグランドピアノがない学校が、共成、つ
つじが丘南、つつじが丘北、拝島第一、拝島第二、拝島第三小学校でございます。
体育館にグランドピアノがなくて、アップライトのピアノがございます。学校と

いたしましては、グランドピアノを欲しいという学校が多いという現状でございます。以前から要望等ございましたけれども、財政的に非常に難しい状況ですが、ここで防衛省の補助金が活用できることもあり、それを活用させていただく中で毎年1台ぐらい購入していこうという計画でございます。

○委員長（紅林由紀子） わかりました。ありがとうございました。補助金が使いやすくなったということによかったですね。

ほかにはいかがでしょうか。

特別支援教育の支援員さんの拡充ということなんですけれども、こちらは要望が多いということは伺っていたんですけれども、対前年度というか、どのくらいの感じで受けていただけたという感じなんでしょうか。

○指導主事（稲富泰輝） こちらはですね、各学校から子どもたちの学習を充実させるために必要だということで、要望としては今まで大体1,000万円規模でやっていたものに対して、そのまま小中学校の要望を受けますと1,500万円が必要になります。ただし、指導主事または指導担当主査が学校を見に行って、時間割の組み替えや配慮出来るところを考えて行ってやった結果ですね、来年度、できれば大体1,300万円規模で配当していただけないか、ということで最終的な調整を図っていただいているところでございます。

○委員長（紅林由紀子） わかりました。ということは、大体去年より300万円程度は多く対応していただけたというような感じだと理解してよろしいのでしょうか。

○指導主事（稲富泰輝） もう少しというところもありますが、市のいろいろなバランスもありますので、1,300万円ぐらいでというところで最後の調整に入っているということで、そのとおりになる予定ということでございます。

○委員長（紅林由紀子） 御努力ありがとうございます。ほかには。

○委員（小林和子） 4ページにあります小学校英語ふれあい体験事業のことなんですけど、小学生にこういうふうな体験させることは大事な事かなと思っていて、来年度は、今年度並みという感じなんでしょうか。だんだん増やしていくというか、そういう可能性はあるのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○庶務課長（丹羽 孝） この英語ふれあい体験事業なんですけど、これにつきましては23年度は、国分寺市と共同で行うということを今計画しております。共同で行うということで、多摩・島しょ広域連合活動助成金というのがいただけるということになります。そのような中、今考えているのは、昭島市は小学生が40名、国分寺市からも40名。国分寺市につきましては小学校にするか中学校にするかと考えているということでございまして、去年もバス1台という規模で実施しましたので、バス2台だとちょっと予算がかかりますものですから、今回につきましては40人ということで考えております。

○委員（小林和子） わかりました。

○委員長（紅林由紀子） 助成金をうまく活用していただくような方向で考えていただいでありがたいことだと思います。

ではほかにはよろしいでしょうか。それではこの件は終わりにしたいと思いません。事業のきなみでございますが、どうぞよろしく願いいたします。

それでは続きまして報告事項（２）昭島市難聴・言語障害通級指導学級入退級判定委員会要綱について説明をお願いいたします。

○学務課長（福永 誠） 報告事項（２）について御説明申し上げます。

内容は、昭島市難聴・言語障害通級指導学級入退級判定委員会要綱についてでございます。

通常の学級に在籍をしております、かつ聴覚障害、言語障害等により特別な支援を必要とする児童につきましては、現在、富士見丘小学校の「きこえとことばの教室」での運営計画に基づき、相談や検査結果に伴う相談結果報告書や、また保護者、在籍校との話し合い等により通級指導学級の入級等について決定をし、入級許可をしていたところであります。

昨年の５月、情緒障害等の通級指導学級において要綱を全面的に改正し、入級だけでなく、退級の審査手続き等も加えたこともあり、今回「きこえとことばの教室」についても手続きを見直し、新たに昭島市難聴・言語障害通級指導学級入退級判定委員会要綱を制定したものであります。

第１条、設置目的といたしまして、昭島市立学校の通常の学級に在籍し、聴覚障害、言語障害等により特別な支援を必要とする児童に適切な教育を受ける機会を提供するためとし、第２条で所掌事務、第３条で委員の組織を掲げ、ここに学識経験者を加えました。第４条で任期について１年とし、再任を妨げないものとし、第５条で委員長を定め、第６条で入級審査手続き、第７条で入級の適否決定等について、そして第８条で退級審査手続き、第９条では退級の適否決定等を定めたものであります。

また、１号様式から６号様式についても文言整理を行ったところでございます。本要綱につきましては、平成２３年４月１日から実施するものであります。

大変雑駁な説明で恐縮でありますけれども、御報告申し上げます。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

入退級判定委員会要綱として新たに整備されたというように理解すればよろしいでしょうか。この件につきましていかがでしょうか。

第３条２項の学識経験者お１人というのは、例えばどういったようなお立場の方と理解すればよろしいでしょうか。

○学務課長（福永 誠） 学校とも調整をさせていただいて、正式的な部分としては東京学芸大学の教授で、言語コミュニケーション障害学や発達障害ですとか、いろいろなコミュニケーションについての研究をされている方、最終的には言語聴覚士の資格をお持ちの方ということで、その方に委員会に参画をしていただくと、そのよう

に考えております。

○委員長（紅林由紀子） わかりました。ありがとうございました。非常に専門的な研究をされていらっしゃる方ということですね。ほかには。

○委員（小林和子） 質問なのですが、入級というのは大体わかるんですが、指導学級から退級させることの適否にと。この退級というのは具体的には今、富士見丘小学校にありますよね。そういう親御さんが退級させたいというような例はあるんでしょうか。

○学務課長（福永 誠） これは昨年から東京都が通級指導学級についてのある一定の基準を出しまして、1年ごとに通級指導学級については見直しをしていきなさいという基本的な部分があります。よくなっていけば退級するのは当然のことではありますが、現状として、当初三十数名だったのが四十名を超えている状況であります。実際には重複する障害をお持ちの方も、この通級指導学級であります。この「ことばときこえの教室」たまたま私どもで情緒障害を東小学校につくったということもありまして、そこに移られている方もあります。ある意味で整理がつけやすい状況になり、ここで退級についても何名かは毎年のように出てきております。

○委員（石川隆俊） 例えば非常に耳が聞こえないあるいはお話ができないという人がいたとしても、非常に知能が高くて、何ら授業についていくことに不便がないという人がいた場合なんかはどうなんですか。そういう方は普通の学級に入るわけですか。

○学務課長（福永 誠） 基本的には通級指導ですから、在籍校はその在籍校にいて、知的に問題がなければやりながら1週間に1回か2回という状況で通っているような個別検査をして指導を受けるという状況になっております。

○委員（石川隆俊） わかりました。

○委員長（紅林由紀子） ほかにはいかがでしょうか。それではこの件はよろしいですね。ありがとうございました。

それでは続きまして、報告事項（3）ふれあい月間（平成22年度第2回）の取り組みの調査結果について御説明をお願いします。

○指導主事（稲富泰輝） それでは報告資料3、ふれあい月間の取り組みについて資料をもとに御説明いたします。

東京都教育委員会が実施しました11月の「ふれあい月間」の昭島市における調査結果をもとに資料を作成させていただきました。

始めに、「いじめの発生件数」について御報告させていただきます。資料のⅡの1になります。

6月の第1回の調査の件数、11月の第2回の件数を掲載しております。調査の結果は、小学校においては両回あわせて70回のいじめが発生し、うち60件が解消、中学校においては両回あわせて26件のいじめが発生し、うち23件が解消という状況でございます。

いじめの件数については、多少増加しています。

続いて「いじめを認知したきっかけ」2のところについてでございます。第2回の調査結果を見ますと、小学校においては、いじめられている児童からの訴え・相談が多くなっております。中学校においても、いじめられている生徒からの訴え・相談が多いという結果となっております。こちらについてはなるべく担任または教員が相談しやすい雰囲気をつくるという体制を整えているということを学校から報告を受けております。

裏面にいきまして、3番「いじめに対する学校の取り組み」について御説明いたします。

本調査期間中、各校において「ふれあい月間実践シート」を全教員に配布して、いじめが校内でないかを再確認しました。また、学校の実態や児童・生徒の発達段階に応じて担任による児童・生徒観察を丁寧に行ったりするなど、いじめの早期発見に努めてまいりました。それに加えて、教職員間で共通理解の機会を定期的に設けたり、児童会・生徒会活動や学級活動などで指導したり、相談体制の充実を図るなどの取り組みを各校で実施し、いじめの未然防止または早期発見・解消に効を奏しました。加えて今年度は、自分自身の生命尊重に関する指導の充実も各校に依頼しております。

子どもたちにとって学校は楽しく学び、伸び伸びと学習出来る場であり、子どもたち一人ひとりが尊重され、自己実現の喜びを実感出来る場でなければなりません。そして安心して教育を受ける権利を保障されるべき場所でもあります。いじめはこのような子どもたちの権利を著しく妨げる行為となってしまいます。

いじめのない学校、そして子どもの心を深く理解し「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢で臨み、いじめに対し、素早く適切な対応をする教師の指導力が求められております。

教師は「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る」という意識を持って指導に当たらなければいじめは見えてきません。

11月でこの調査は終了いたしました。引き続きいじめの早期発見・解消に向けた取り組みを継続するよう学校に連絡しております。この調査は2月にも同様の調査を行う予定でございます。その際に、今回いじめが解消していない件については、丁寧に1件ずつ教育委員会指導室でも確認をしてまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

この件につきまして何かございますでしょうか。

○委員（小林和子） 2ページにあります「学校サポートチーム」を活用した取り組み、何となくわかるような気もするんですが、具体的にどんな活動なのか教えてください。

○指導主事（稲富泰輝） 学校サポートチームについて説明させていただきます。

学校の中、教員だけで取り組んでいくことは、なかなか厳しいなというのがあります。やはり学校の外でも子どもたちを見ているという姿勢をつくるために地域の方、または場合によっては悪質な場合は関係機関と連携して会議を行います。そちらを学校サポート支援として、中学校は全校、小学校については今年度中に全校で策定する予定で取り組んでおります。ですので、いじめがあったといったときには、学校の先生だけではなく地域の方々にも見ていただく体制を活用した学校が4校と3校あるということで報告させていただきました。

○委員（小林和子） 今のサポートチームのことはわかりました。

それで1ページの方の地域からの連絡・相談という、いじめを認知したきっかけという中に、今のサポートチームと関連するかと思うんですが、地域からの連絡・相談が1件しかないんですね。もうちょっと地域と一体化というか連携するとか、結構、子どもの登下校とか、学校の見えないところで子どもがいじめられているとか、ひどい悪口を言われているとかね、そういうことが、子どもたちもどういうところでそういうふうになっているか、地域の方たちからもそういうふう目に向けていただくと、特にいじめられているとか、よくランドセルを蹴ってたとかというようなこともあったりすれば、そういう情報も得られるんじゃないかと思えますので、その辺も今後もっと強化できればいいのかな、なんというふうに思います。

○指導主事（稲富泰輝） こちらの1ページのいじめを認知したきっかけのところ、この調査をまとめた松尾指導主事から伝え聞いた学校からの質問で、次のようなものがありました。スクールガードリーダーといって校門のところ登下校を見てくださっている、学務課の方と連携してやっていることですが、その方が発見した場合はどこに入れるのですか、という質問がありました。学校では、その方たちも教員とか、職員という意識がありますので、「担任教師が発見」に入れてください、ということになりました。ここにある担任教師といっても、本当の担任だけではなく、中学校の場合は部活動の先生であり、校門に立っている地域の方が見ているも含まれている、ということでございます。このカテゴリー分類も少し難しくなってきたのかなというのがあります。補足になりましたが、よろしくをお願いします。

○委員（石川隆俊） いじめというのはもちろん僕らのころもなかったわけではないと思います。確かに人をこづくとかありました。けどそんなに悪質ではなかったように思うんですね。どうしていじめが今になって増えてきたのかこれはちょっと質問しても難しいかと思うんですが、いじめの定義とか、いじめられている児童からの訴えということなんですけれども、それが子どもが訴えていることが納得出来る場合、つまりこれはかわいそうだということもあるし、このぐらいのことで、ということもあるかもしれないんですが、その辺の按配はどうですか。

○指導主事（稲富泰輝） 石川委員から御質問いただいたところは学校も悩んでいるところでございます。ただし教育委員会の方で学校に言っているのは、いろいろな度合いはあるんですけども、子どもが訴えていて先生に相談したとか、引き続き対応したことについては、もうその子自身が感じていますからいじめでお願いしなすという形になっています。数字を各学校からいただいておりますが、もしかしたら少し温度差はあるなというところがあります。ただし、学校にお願いしていることは、いじめというふうに訴えてきた場合は丁寧な対応をして、その子どもまたは保護者の方からもありますので、納得していただくまで粘り強く対応をお願いします、という形でお願いしております。よろしくお願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） よろしいでしょうか。

非常にきめ細かく対応していただくのはすごく大変なことだとは思いますが、やはりその子その子一人ひとりにとってはとても大事なことだと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。今回、いじめられている児童・生徒からの訴え・相談の件数が多かったということで、先ほど稲富先生からもありましたけれども、それはとてもいいことだと私は感じました。やっぱり言えるようになるというのはすごく大事なことだと思いますので、言える環境とか、本人が言うことにも、すごく勇気がいると思うんですよ。そういうことを出来るようになってもらえれば、なくなっていくこともあるんじゃないかな、というふうに思いますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

○委員（石川隆俊） 本当に大事なことですね。何か自分の都合の悪いことでもいいことでも、それを親に正直に言うとか、あるいは先生に言えるということ、これは基本だと思います。それが出来なくなっちゃったら、もうこれは本人にはかわいそうなことで、これこそ本当に各学校の先生がそういうふうな姿勢で子どもに対してほしいと思いますね。本当に大事ですね。難しいことですね。親にも隠すような時代ですから、最近は。

○委員（寺村豊通） その辺と関連があるのかもしれないですけども、小学校の方では認知件数が70件、6月と11月で、中学校の方では26件というこの件数の差というのはやはりその辺の子どもさんが先生に言いやすいとか何とかというようなことの差によるものなのかどうなのか、というところはどうなんでしょうか。

○指導主事（稲富泰輝） 件数のところで人数で割っていくと小学校の方が多いということになりますが、やはりこれは指導体制のこともあると思います。小学校は学級担任がやはり多くの時間を持っているということで、教科の指導時間の中で見る時間も多いうことです。中学校については、教科担任制が主になってきますので、担任が朝から帰るまでその学級指導以外見ないというところがありますので、子どもたちと接している時間のところが多少なりともあるかなというところは事務局でも感じております。

○委員長（紅林由紀子） そういった意味でも、なお一層周りの目というのが必要になっ

てくるかもしれませんね。先ほど小林委員がおっしゃられたように、地域の人が見るといふか、地域の人にもっと呼びかけてもいいかもしれないですね。いじめを発見してくださいじゃないですけども、地域住民の一人でありますけれども、私も。そういった目では周りの子どもたちを見ていないといふか、夜中に公園で花火ばんばんとやっているとか、コンビニの前で座っていると、そういうのは見ますけど、そういったいじめがあるかどうかという目では地域を見ていない、というような気も私自身いたしますので、そういった呼びかけもしていただいてもいいかな、というふうに感じました。

○委員（石川隆俊） この部分じゃないですけど、中学校の高学年にもなれば男女のトラブルというのものもあるかもしれませんし、いわゆるセクハラ的なようなものもいじめに入れるんですか。

○指導主事（稲富泰輝） 今回の 11 月のこの件についてはないですが、やはりこちらの方で学校から報告を受けている中で、男女の関係について携帯メールで飛ばされて要らぬ噂がたった、というようなことに関して学校と粘り強く取り組んでいることはございます。

○委員長（紅林由紀子） よろしいでしょうか。とても大事なことですが、この件はこのぐらいで終わりにしたいと思えます。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。それでは報告事項（4）昭島市立学校事務職員の標準的職務について説明をお願いいたします。

○指導室長（花田 茂） 報告資料4でございます。

昨年1月29日付で東京都教育委員会から、「学校事務職員の標準的職務について」という通知が配出されました。

この通知は、都費による学校事務職員の職務内容を服務監督者であります、市教育委員会が規則等で定めていくということを目指しております。

学校事務職員に、教育委員会の学校教育目標及び基本方針を踏まえた学校長の経営方針に基づき、いわゆる行政職としての立場から校長や副校長を補佐し、円滑な学校運営のために業務を遂行し、職員会議や運営会議あるいは各種行事の準備への参加等を通じて学校運営へ積極的に参画することが求められております。

そこで教育委員会においては、この通知を受けて、昭島市立学校事務職員の標準的職務に関する検討委員会要領によって、昨年4月より7回の検討委員会を開催して検討を重ねてまいりました。その結果、お手元でございます昭島市立学校事務職員の標準的職務について別紙のとおり定めましたので御報告をさせていただきます。

なお、この別表の中の財務のところ、「学校徴収金に関すること」というのが空欄となっておりますが、これにつきましては、来年度に向けて継続検討をさせていただくことになりましたので、御報告させていただきます。以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

学校事務職員の標準的職務についてということで、検討委員会の方で検討していただいてこういうふうになったということですが、いかがでしょうか。

この学校事務職員の中には都費から来る事務の方とそうじゃない方といらっしゃると思うんですけれども、これは両方に当てはまるというように考えてよろしいのでしょうか。

○指導室長（花田 茂） 都費の方は正規職員で、市費の方は臨時職員となっています。

昭島市の規定では、市の事務職員については、都の事務職員を協力補佐することとなっています。両者の明確な職務分担をしているわけではありません。今回のものは、都費の方の職務について定められたものということです。

○委員長（紅林由紀子） わかりました。ほかにはいかがでしょうか。

具体的な職務の例につきましては、私はこういうことがあるんだなというようにしかちょっと理解できないんですけれども、このようにきちんと明記することによって意味があるのだと理解いたしました。ほかの先生方はいかがでしょうか。

○委員（寺村豊通） 内容についてはわかりませんから、こういうのを見ていろいろ勤務評価も出てくるのかな、というように感じますけど。

○委員（小林和子） ちょっとお伺いしたいんですが、学務のところ。就学援助費に関することが事務職員の方には協力補佐すべき職務になっていますが、主たる職務ではないのでしょうか。もし事務職員の方の主たる職務とならないのだとすると、これはどこが主たる職務となるのでしょうか。

○指導室長（花田 茂） その辺りの区分けは非常に難しいのですが、いわゆる協力補佐すべきというのは、副校長との分担ということになってくると思います。就学援助費に関しては、学級担任とも分担していかなければいけないこととなります。これらは注釈に書いてありますが、固定的なものとして捉えるのではなく、学校の実情に応じてということになります。事務職員の方の経験ですとか、今までの慣例による副校長との役割分担がありますので、このあたりは臨機応変にやっけていただいて結構です、ということで設定したものでございます。

○学務課長（福永 誠） これは昭島ではあまりないんでしょうけど、区とか、日本全国では、就学援助費というのは学校が受け付けてそこでやるということが結構やられているところが多かったということで、そういうタイトルで出ています。実際に学務課からお願いしている内容というのは簡略な部分だけになっていますので、お金を取り扱うということは基本的にはないということになります。

○委員長（紅林由紀子） よろしいでしょうか。その辺は小林委員だからおわかりになることがたくさんあると思うんですけれども。

ほかにはよろしいでしょうか。

○委員（石川隆俊） 随分たくさん、これをこなすのは大変有能でなきや。これは昔からございましたかね。学校には必ず。例えばお給料などをお配りするのはこの方が配るわけですかね。

○委員（寺村豊通） 今、給料は口座振込みなんじゃないですか。現金を扱うというのはないのかもしれないですね。

○委員（石川隆俊） それは、そうですね。

○委員長（紅林由紀子） 事務の方が非常にうまくやっていると、先生方も少し楽になるというようなことはあるんですか。

○委員（石川隆俊） 用務員という方はおられたでしょう。

○委員長（紅林由紀子） 用務員さんは、もちろん別にいらっしゃいますよね。各校の人数は決まっているんでしょうか。

○庶務課長（丹羽 孝） 用務員につきましては、1人と2人の学校があります。規模が大きくて生徒の多いところには2人配置。小さい学校については1人配置となっております。都事務の方は1人です。あともう1人、さっき言った市事務と言いますけれども、臨時職員が市の方が1人ということになります。

○委員長（紅林由紀子） よろしいでしょうか。

時間のほうも押しておりますので、次に進みたいと思います。報告事項（5）平成22年度昭島市立学校児童・生徒及び保護者アンケートの調査結果についてお願いいたします。

○指導主事（稲富泰輝） それでは報告資料5について、資料をもとに御説明いたします。

本調査は毎年行っているもので、資料で示した内容は平成19年度からの4ヶ年の調査結果の傾向を示しております。また、保護者の結果と児童・生徒の結果も比べられるようになっていきます。

調査対象は、市内小学校4年生から6年生の全児童及び保護者、中学校では全学年の生徒及び保護者を対象として行いました。

本日は時間の関係からいくつかの点について報告させていただきます。

最初の1ページの上段「確かな学力」「学校の授業はわかりやすい」について、今年も前年度より増加しました。これは示してあります平成19年度から続けて増加しており、先生たちの日々の教材研究の成果のあらわれとも言えます。

これに対し2ページ上段「家庭学習の習慣が身についていますか」については、増加はしていますが、中学校では「そう思う」と「大体そう思う」については50%を切っているところがございます。先ほど議案でも申し上げましたとおり、これは重点として今後も取り組んでいく必要があると思います。

次は6ページの上段でございます。「豊かな心」「思いやりがあるほうだと思う」についても、前年度よりは増加しております。しかし、保護者はお子さんのことを肯定的にとらえながらも、児童・生徒との認識の差があることも事実です。児童・生徒に対して、自分に対して肯定的な感情を持つ心の教育のさらなる充実を今後行っていく必要がございます。

7ページの下段でございます。「輝く未来」「先生方は、将来の夢や目標などについて相談にのってくれる」または中学校においては「適切にアドバイスをしてくれる」については増加をしていますが、小学校では40%、中学校では50%となっております。こちらの項目についてはキャリア教育の充実を図り改善してまいります。

そして9ページの上段でございます。「たくましい体」「学校生活を通して自分の体力が高まってきていると思う」こちらについてでございますが、平成22年度も増加はしています。しかし、体力低下は昭島市のみならず東京都全体の課題であり、来年度は全校で「一校に一取組」一つのことを全校で一緒に取り組みましようというものを、また小学校では「一学級一実践」を学級ごとに体育指導の充実を図っていきたいと考えております。

定例会後、校長先生と行われる懇談会でもこちらのテーマを入れていただければと考えております。

本日は「その他」の項目については説明しておりませんが、お時間があるときにご覧いただければ幸いです。

以上で報告を終了いたします。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

たくさん調査結果の方が出ておりますけれども、この件につきまして何かございますでしょうか。

○委員（小林和子） 「確かな学力」のところ、2ページ目なんですけど、今、御説明があった「毎日読書をしている」ということが今年度は昨年度より若干減っているんですね、小・中学生ともに。いろんな事情があるかと思えますけど、やはり読書はとても大切なことだし、国語力が伸びれば他の教科も伸びるというようなこともあって、基本になることじゃないかと思うので、先ほどいろいろお話の中で子どもたちの読書を伸ばすように支援をしていく、というお話もありましたから。今後少しでも伸びていくように、学校も多分いろいろ朝読書とか読み聞かせとかいろいろやっぺらっぺらるんだと思いますが、子どもたちが本当に本の楽しさをわかればどんどん読むようになると思いますので、その辺も今後さらに学校への呼びかけとか指導をお願いしたい、というふうに思います。やっぺらっぺらるのは十分わかりますが、これは学校に言うだけではなくて家庭なんかでも大事なことかなと思います。幼稚園や保育園などで、絵本から読書への興味、関心を持たせるということも大事なかなというふうに思います。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

とても大事なことだと思います。ほかにはいかがでしょうか。

たくさんの項目の中で、多くは改善方向にあるなというふうな印象を受けました。本当に学校の先生方の御努力が目に見える形になってきたんじゃないかなというふうに感じました。

その中で、気になったのは携帯電話の所持率がやはり高いということが個人的には気になりました。小学校の4年生ぐらいからかなりの率で持っているというのですが、多分塾通いとか始めて連絡するのに必要なのかな、とか思ったりするんですけども、使い方というのも小学校の時点からある程度しっかりと指導しなければいけないんだなというふうに感じました。

ほかにはよろしいでしょうか。また、ごゆっくりご覧いただいて何かございましたら事務局の方に御質問いただければというふうに思います。

それでは続きまして次に移ります。報告事項（6）武蔵村山市との図書館相互利用について説明をお願いいたします。

○市民図書館長（太田 勇） 報告事項（6）武蔵村山市との図書館相互利用について御報告いたします。

目的でございますが、昭島市民と武蔵村山市民の読書環境の拡充を図り、利便性の向上を図るものでございます。

効果につきましては、相互の市民の利用出来る図書館や蔵書等の拡充が出来ること、図書館相互の活性化等が図れることを考えております。

内容といたしましては、利用出来る者を、昭島市または武蔵村山市に居住されている方としており、また、利用出来る図書館はお互いすべての図書館としております。

貸出できる資料は、図書資料と視聴覚資料とし、図書資料の返却場所につきましては、利用した市の図書館に返却していただくこととなります。

その他のサービスにつきましては、利用する図書館の利用条件によることとなります。

対象施設は、昭島市、武蔵村山市の記載の図書館が利用できます。

開始日は、平成23年4月1日を予定しております。

昭島市と武蔵村山市との図書館相互利用の協定書の調印式の日程は、武蔵村山市長の議会日程が未定のため決まっておりません。

なお、武蔵村山市との図書館相互利用を開始するための「昭島市市民図書館運営規則の一部改正」につきましては、第2回教育委員会定例会に提出を予定しております。

以上のとおり報告いたします。何卒、よろしく願いいたします。

○委員長（紅林由紀子）ありがとうございました。

武蔵村山市との図書館相互利用ということですけども、この件につきましていかがでしょうか。

これで相互利用出来る市はいくつになるのでしょうか。

○市民図書館長（太田 勇） 3市目になります。あきる野市、福生市、武蔵村山市となります。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。3市目ということでございます。いかがでしょうか。

○委員（小林和子） このように相互利用出来る施設が増えるというのはいいことだなと思います。やはり同じ昭島でも、武蔵村山に近いとか、あきる野市、福生市に近いとかありますから、この3市に限らずもっと今後広がっていけばお互いにいいんじゃないかと思います。

○委員（石川隆俊） どこの図書館でも行けば大抵貸してくれるというのを私は経験しているんですけども、例えば、調べるために突然行ってもですね、身分を明かせば貸してくれます。これはつまり相互利用して返す場合、向こうに行かなくても返すこともやっていただけるわけですね。

○市民図書館長（太田 勇） 武蔵村山市の図書館に行き本を借り、そして武蔵村山市の図書館に返すという形になります。

○委員（石川隆俊） 実際にそこが使えるということですね。

○市民図書館長（太田 勇） はい、そうです。

○委員長（紅林由紀子） それではお疲れさまでした。

次に移りたいと思います。報告事項（7）子ども読書活動推進事業「中学高校生の読書フォーラム 2011」について説明をお願いいたします。

○市民図書館長（太田 勇） 報告事項（7）子ども読書活動推進事業「中学高校生の読書フォーラム 2011」について御報告いたします。

このフォーラムは、中学生、高校生が読書の楽しさやすばらしさを伝えていく事業で、今年で7回目の開催になります。

高校生からなる実行委員会が主体となり、創意工夫を凝らした企画運営を行い、参加者に読書のすばらしさを伝えていきます。

目的ですが、若い世代の人、昭島市民に読書のすばらしさを伝えていくことです。読書好きな高校生からなる実行委員がいろいろな角度から参加者に本の楽しさを伝え、読書をするきっかけにしてもらうことを目的としております。

フォーラムの内容ですが、中学生の読書スピーチ 40 分間、去年は7名に参加していただき、1人6分程度発表してもらいました。高校生によるチーム対抗による本のプレゼンテーション、今年度は市内3校から13名の高校生が参加を予定しております。1チーム15分程度の発表を予定しております。

記念講演は実行委員自ら、歌人への講演の依頼文を書き、講演依頼を行っております。1時間を予定しております。今年の記念講演は柘野浩一さんに依頼しました。普段接することのない作家、歌人から直接読書の楽しみや誕生秘話などを聞くことにより、読書に関心を持ってもらうことを目的としております。

また、中学生が作成した「POP」や読書新聞等の掲示を行います。

日時は記載しておりますとおり、3月21日月曜日、午後1時30分から4時30分まで予定しております。

会場は公民館小ホール。定員は150名を予定しております。

実行委員会は、昭和高校、拝島高校、啓明学園高校の在校生13名により組織されております。広報活動には市報、ホームページ等を活用してまいります。

以上のとおり報告いたします。よろしく願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） 2011年の子ども読書活動推進事業中高生の読書フォーラムということですが、この件につきまして何か御質問等ございますでしょうか。

今年は歌人の方をお招きして講演していただくということで、歌人の方は初めてかなというふうに私思ったんですけども、どんな講演になるのかとても楽しみだと感じました。今の若者の読書傾向などもご覧になれますので、もしお時間がおありになったらぜひ御出席いただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは報告事項（8）公民館活動・見本市について説明をお願いいたします。

○市民会館・公民館長（来住野定男） それでは公民館活動・見本市について御説明を申し上げます。

公民館では、公民館主催講座の開設やさまざまな団体が自主的に活動しておりますが、こうした公民館の活動を知らない市民の方もかなりいるようです。

そこで、公民館とはどんなところで、どんな活動がされているのかを多くの市民の方に、特にこれまで公民館に来たことのない市民の方に知っていただく機会として、また、公民館で活動している団体同士の交流の機会として開催するものでございます。

「見本市」という名称は、公民館を利用している団体の活動を多くの方に紹介し、知っていただくという意味合いから名づけられたものでございます。

今回の事業は、公民館利用者連絡会と公民館の共催で開催するものですが、昨年9月に両者で実行委員会をつくり、具体的内容について検討を進めてまいりました。

開催日時は、2月26日、27日の土日の2日間で、公民館小ホールを会場として開催をいたします。

内容につきましては、お手元の資料に記載しておりますけれども、公民館利用団体の活動紹介をはじめ、公民館をテーマとした立川志の輔の新作落語を映画化したものの上映、それから「これからの公民館活動とは」と題する講演などを予定しております。

また、この事業の一環として、公民館利用団体の活動紹介のポスター展も公民館展示室及び市役所ロビーにおいて開催をいたします。日程は資料に記載のとおりでございます。

多くの方においでいただきたいと思いますが、特に、今まで公民館に行ったことのない方、あるいはこれから公民館で何か活動したいと思っている方には、ぜひおいでいただきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。この件につきまして、何かございますでしょうか。

私、公民館で実施されました教育文化セミナーに参加させていただきましたけれども、非常に問題意識を持った見識の高い参加者の方がたくさんいらっしゃるんだなあということを、本当に今まで知らなかったことがわかってよかったなどというふうに特に感じました。ですので、ぜひ公民館活動にあまり触れたことのない方にぜひたくさんお出でいただければなどというふうに思います。先生方ももしお時間がおありでしたらぜひ足を運んでいただければというふうに思います。

それでは以上で報告事項（１）から（８）までの説明が終わりました。報告事項（９）から（１３）につきましては、資料配付のみとなっておりますが、何か事務局への質問がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。教育委員会職員の人事異動の承認について、指導事務事業報告及び予定について、図書館見学ツアーについて、子ども読書活動推進事業講演会「子育てに絵本を」の実施報告について、昭島市公民館主催講座についてということですが、よろしいですか。

○委員（寺村豊通） 報告資料９の人事異動なんですけど、人事異動というのは４月と１０月以外にも。今回みたいな月もあることはあるんですか。

○庶務課長（丹羽 孝） 大きくは委員の言うとおりの４月と１０月が基本です。そのほかに退職とかそういうものに伴いまして小さい異動ではございますが、今回ございましたのでこういう形で行うこともございます。

○委員長（紅林由紀子） よろしいでしょうか。ほかにはございませんでしょうか。

それではまた何かありましたら後ほどよろしく願いいたします。

それではその他の事項につきまして、事務局から何かございますでしょうか。インフルエンザ等はどんな感じですか。

○学務課長（福永 誠） 今現在の状況だけお話いたします。１月２４日に初めて福島中学校からの連絡で、１年２組が２５日と２６日の２日間にわたって休業いたしました。それから本日２７日、成隣小学校の４年１組が明日と月曜日、合わせて４日間臨時休業になっています。今年は、今の段階でほとんどが新型インフルエンザということになっておまして、日本全国では２年前と同様、１月と２月に相当出た状況があるのですけれども、週ごとに倍、倍、倍という状況になっております。まだ昭島はそういう意味では少ない状況ではありますが、今後心配しております。よろしく願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） どうもありがとうございます。よろしいでしょうか、ほかには。

それでは続きまして、次回の教育委員会日程についてお願いいたします。

○庶務課長（丹羽 孝） 次回の教育委員会定例会の日程でございますが、2月10日木曜日午後2時30分から、場所は市役所の301会議室でございます。また、その日は午後1時より昭島市育英会役員会が市役所203会議室で行われますので、教育委員の皆様には出席をお願いいたします。

なお、本日ですが、この定例会終了後に定例会傍聴者の皆さんと教育委員会の方との懇談会を行います。ただいまの時間が2時55分になっておりますので、開催を3時からとさせていただきます、時間を30分予定しておりますので、3時から3時30分で終わりますのでよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございました。

それでは以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしましたので、第1回定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。